

平成30年度

津市公契約条例の手引

平成30年4月

津 市

目 次

1	津市公契約条例の目的	1
2	条例の対象となる公契約、受注者等及び労働者の範囲	2
3	公契約等に係る入札等の参加について	3
4	受注者等のみなさまへ	4
5	特定公契約に係る労働者のみなさまへ	7
6	条例等遵守の確認について	8
7	公契約の解除等について	8
8	労働報酬下限額の試行について	9
※	条例に係る概略図（公契約締結の場合、特定公契約締結の場合）	10

【例 規】

・ 津市公契約条例	11
・ 津市公契約条例施行規則	17

【様 式】 ※別冊「津市公契約条例の手引・様式集」を参照

・ 様式 1	津市公契約条例に関する特記仕様書
・ 様式 2	労働環境の確保に係る誓約事項
・ 第 1 号様式	労働環境等報告要求書
・ 第 2 号様式	労働環境等報告書
・ 第 4 号様式	是正措置命令書
・ 第 5 号様式	是正措置報告書
・ 第 6 号様式	労働環境等申出書
・ 第 7 号様式	労働環境等の申出に対する報告書

用語の定義

本手引きにおける用語の意義は、次のとおりとします。

- ・労働者

公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

- ・受注者等

受注者及び受注関係者をいう。

- ・受注者

本市と公契約を締結する者をいう。

- ・受注関係者

ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者をいう。

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣を行う者をいう。

- ・市長等

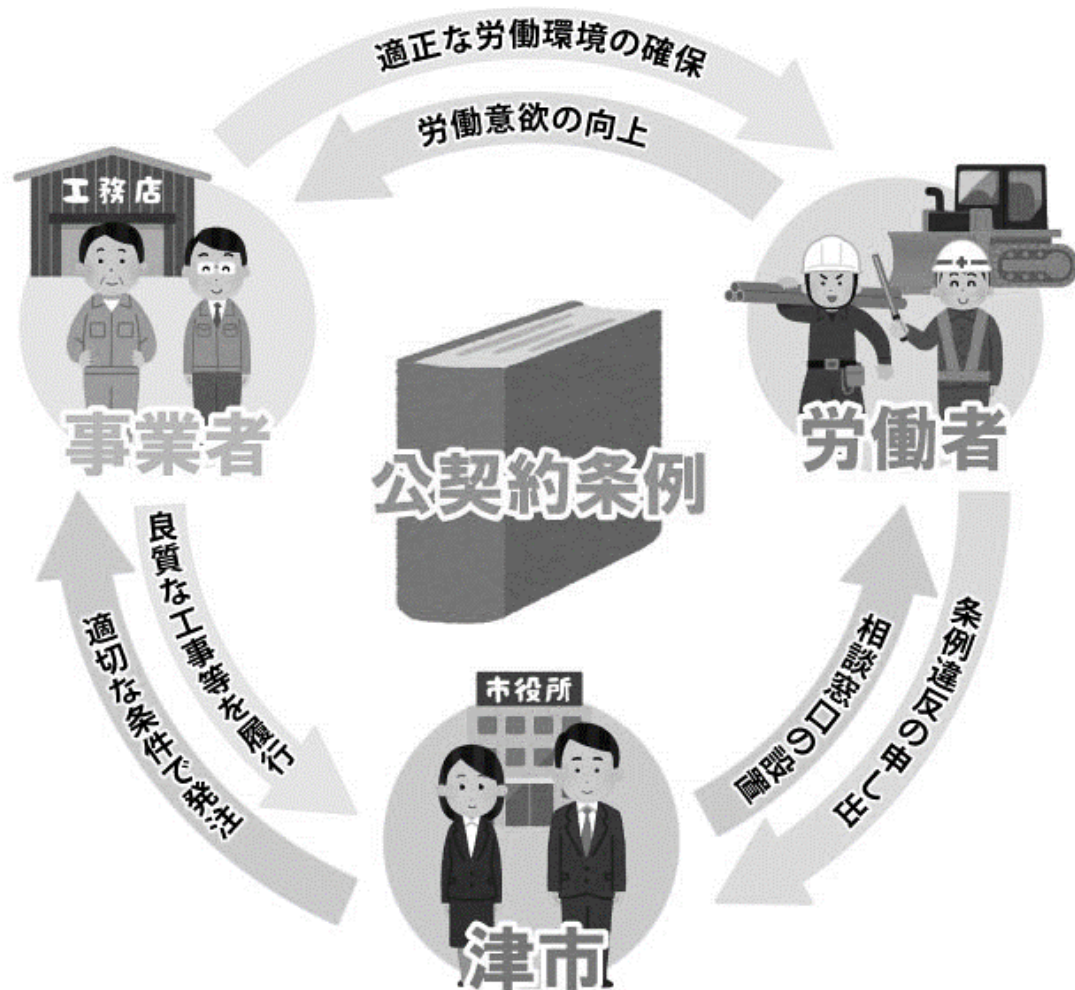
公契約を締結する市長、上下水道事業管理者をいう。

1 津市公契約条例の目的

公契約とは、国や地方自治体等の公的機関が民間事業者等に発注する公共事業に係る契約のことをいい、公契約において、厳しい価格競争を原因とした低価格入札等が引き起こす、業務に従事する労働者へのしわ寄せを防止し、労働者の適正な賃金水準やその他の労働条件等を確保することを主な目的としたのが公契約条例です。

本市においては、本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約（以下「公契約」という。）における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として、津市公契約条例（平成29年12月21日条例第22号。以下「条例」という。）を制定し、平成30年4月1日から施行します。

詳しくは、津公契約条例（11頁～）、津公契約条例施行規則（17頁～）を御確認ください。



2 条例の対象となる公契約、受注者等及び労働者の範囲

(1) 条例の対象となる公契約の範囲

本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約

(2) 特定公契約の範囲

条例の対象となる公契約のうち、建設工事及び清掃、警備等人的経費の割合が高い業務委託を「特定公契約」として津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）で定めています。

なお、規則で定める特定公契約については次のとおりです。

ア 工事の請負契約

イ 次に掲げる業務の委託契約

- (ア) 清掃業務
- (イ) 人的警備業務
- (ウ) 施設の管理業務
- (エ) 設備の運転管理業務又は保守業務
- (オ) 工事に付随する業務（設計、測量、地質調査等）
- (カ) その他市長が指定する業務

(3) 条例の対象となる受注者等の範囲

本市と公契約を締結する受注者及び受注関係者

(4) 条例の対象となる労働者の範囲

公契約に係る業務等に従事する労働者

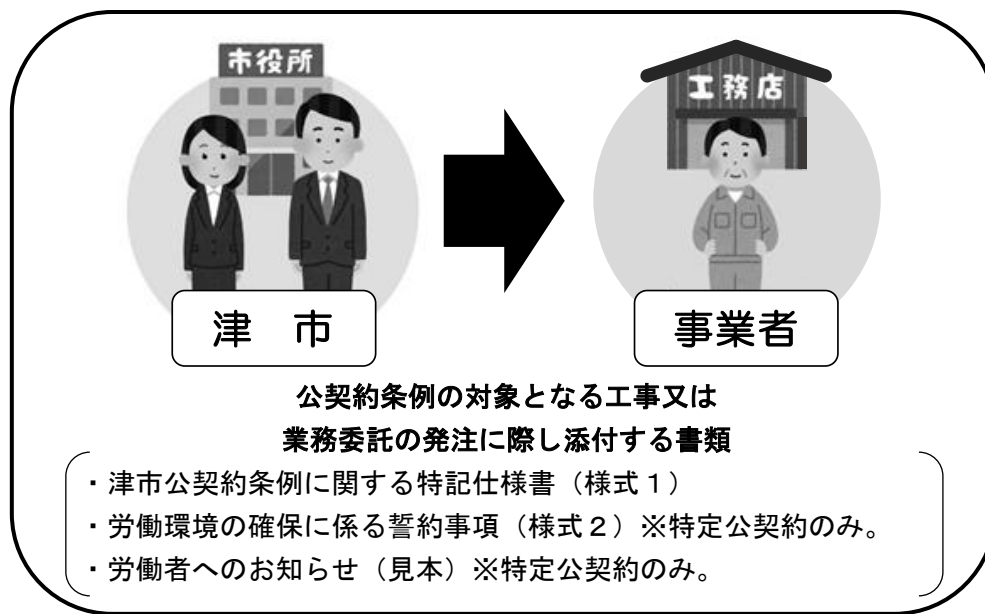
例) 正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

※事務員や個人事業主（一人親方）、指定管理は対象外です。

3 公契約等に係る入札等の参加について

公契約条例の対象となる工事又は業務委託を発注する際は、入札等に係る公告又は指名通知等において、「当該契約が条例の対象であること」「受注者等となった場合の責務」などについて津市公契約条例に関する特記仕様書等に明記して発注します。

このため、公契約条例の対象となる発注に関し、入札等に参加する事業者にとっては、特記仕様書等に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。



4 受注者等のみなさまへ

条例に規定する受注者等の責務等については次のとおりです。

なお、受注者等にあつては、これらについて遵守し、工事又は業務を履行しなければなりません。

(1) 受注者等の責務

ア 受注者等は、規則で定める関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。

※ 規則で定める関係法令

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ・ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- ・ 労働契約法（平成19年法律第128号）
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）
- ・ 上記に掲げる法律に基づく命令

イ 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

ウ 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

エ 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。

オ 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。

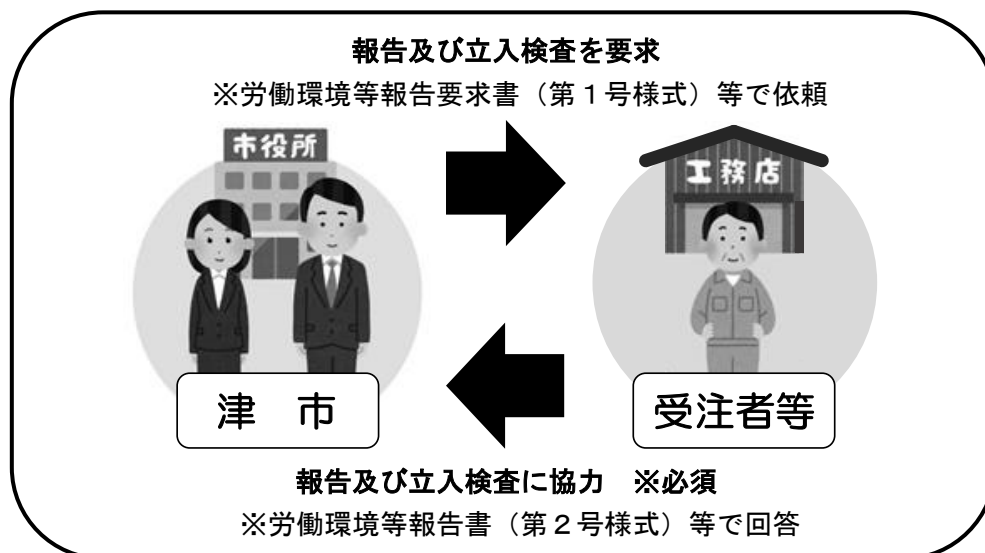
カ 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長等が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

※条例第7条第1項 抜粋 (報告及び立入検査)

第7条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 報告及び立入検査への協力

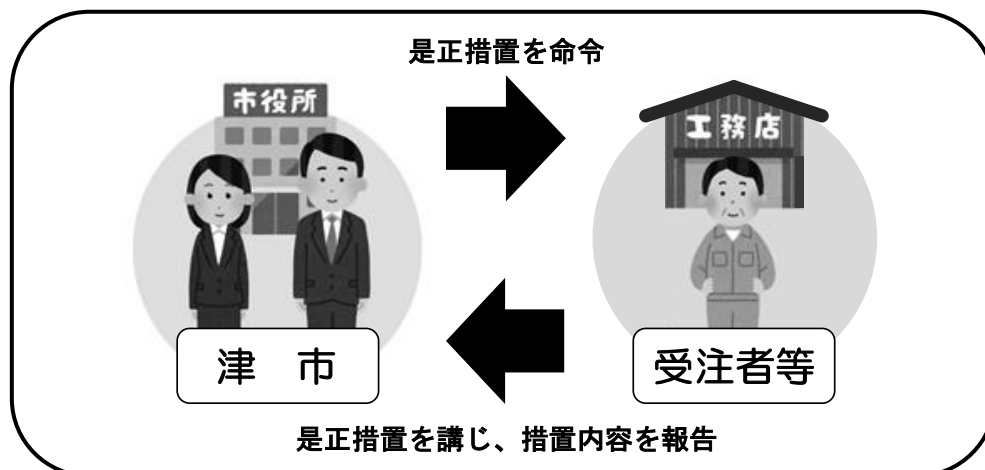
受注者等の条例の規定（特定公契約にあっては誓約事項も含む。以下「条例等」という。）の遵守状況を確認するため、受注者等に対し、必要な報告、事務所・事業所等への立ち入り、関係書類その他の物件の検査、若しくは関係者への質問を求める場合がありますので、受注者等は必ず協力しなければなりません。



(3) 是正措置

受注者等が条例等に違反していると認められる場合は、是正措置命令通知書（第4号様式）により当該違反を是正するために必要な措置を速やかに講ずるよう命じます。

受注者等にあっては、是正措置を速やかに講ずるとともに、講じた措置内容を是正措置報告書（第5号様式）により必ず報告しなければなりません。



(4) 特定公契約にあっては、(1)~(3)に加え、次のことについても遵守又は履行しなければなりません。

ア 誓約

受注者等は、特定公契約を自らが締結し、又は携わるときは、労働環境の確保に係る誓約事項（様式2）（以下「誓約事項」という。）を了解した上で当該契約を締結しなければなりません。

なお、誓約事項については、契約書に添付します。

イ 労働者への周知

受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次のことについて業務等が実施され

る現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければなりません。

(ア) 当該特定公契約の名称

(イ) 受注者等の責務及び誓約事項

(ウ) 労働者が市の相談窓口へ申出をすることができること及びその申出先

なお、書面については、契約締結の際に見本をお渡ししますので、当該見本を参考に受注者等において作成してください。

ウ 不利益取扱いの禁止

条例の規定により、特定公契約に係る労働者は、受注者等が条例等に違反している疑いがあると思料するときは市の相談窓口はその旨を申し出ること（以下「違反申出」という。）ができます。また、受注者等にあつては、労働者が違反申出を行った場合に、そのことを理由に、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはなりません。

5 特定公契約に係る労働者のみなさまへ

特定公契約に当たる工事又は業務委託に携わる労働者は、条例の規定により、市の相談窓口を受注者等に係る違反申出をすることができます。また、実際に違反申出を行った場合に、そのことを理由に、受注者等から当該労働者が不利益な取扱いをされることはありません。

なお、違反申出する場合には、次のとおりです。

- (1) 違反申出については、本市指定の申出書（労働環境等申出書（第6号様式））に事実を証する書類を添付し行ってください。

なお、当該申出書は、(3)の相談窓口のほか、契約担当課及び津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）より入手することができます。

- (2) 違反申出の方法については、(3)の相談窓口に持参又は郵送してください。

- (3) 違反申出に係る相談窓口

ア 発注者が市長の場合

津市総務部調達契約課物品調達契約担当又は工事契約担当

・所在地：〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（津市役所本庁舎 7 階）

・電話：物品調達契約担当 059-229-3121

工事契約担当 059-229-3122

イ 発注者が上下水道事業管理者の場合

津市水道局水道総務課契約財産担当

・所在地：〒514-0073 三重県津市殿村 5 番地

・電話：059-237-5803

※ 違反申出に係る対応結果の報告

労働環境等申出書（第6号様式）の該当欄をチェックし、違反申出に係る対応結果の報告を希望された場合は、当該申出への対応が済み次第、書面（労働環境等の申出に対する報告書（第7号様式））にて回答します。

6 条例等遵守の確認について

「4 受注者等のみなさまへ」にもあるように、受注者等は、条例等を遵守しなければなりません。そのため、本市としては、受注者等の条例等の遵守状況の確認を次のとおり実施する場合がありますので、その際には受注者等は必ず協力しなければなりません。

なお、遵守状況を確認した結果、受注者等が条例等に違反していると認められる場合の措置については次のとおりです。

(1) 条例等の遵守確認

条例等の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、報告及び立入検査として、受注者等に必要な報告を求め、又は当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査及び関係者への質問を行います。

(2) 条例等に違反している場合の措置

ア 是正措置命令

(1)の報告及び立入検査の結果、受注者等が条例等に違反していると認められるときは、当該違反を是正するために必要な措置を速やかに講ずることを是正措置命令書（第4号様式）命じます。

なお、受注者等は、市から違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を是正措置報告書（第5号様式）により報告してください。

イ 関係機関への通報

特定公契約に係る労働者からの違反申出の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報します。

なお、規則で定める関係法令については、「4 受注者等のみなさまへ (1) 受注者等の責務 ア」を確認してください。

7 公契約の解除等について

受注者等が次のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ります。

- (1) 受注者等が、「6 条例等遵守の確認について (1) 条例等の遵守確認」にある報告等について、その報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 本市からの是正措置命令に従わないとき。
- (3) 受注者等が、「6 条例等遵守の確認について (2) 条例等に違反している場合の措置 ア 是正措置命令」にある報告について、その報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。(特定公契約に限る。)

8 労働報酬下限額の試行について

労働報酬下限額とは、本市の公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、労働者に一定の賃金額を保証するものであり、受注者等から労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を本市が設定しようとするものです。

本市では、条例において、発注者の責務として、この労働報酬下限額を定めることについて検討することを規定し、条例施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとしています。

また、検討にあたっては、労働報酬下限額の設定が本市の公契約に従事する労働者の労働環境の確保等のため有効に作用し、かつ、事業者等にとって過度な負担とならない方法であって、労使双方から理解される施策となるよう、労働報酬下限額の試行運用や、その試行結果等について、労使双方の代表者や中立的な立場の有識者から成る公契約審議会の意見を聞くなどして、検討することとしています。

※公契約審議会とは。

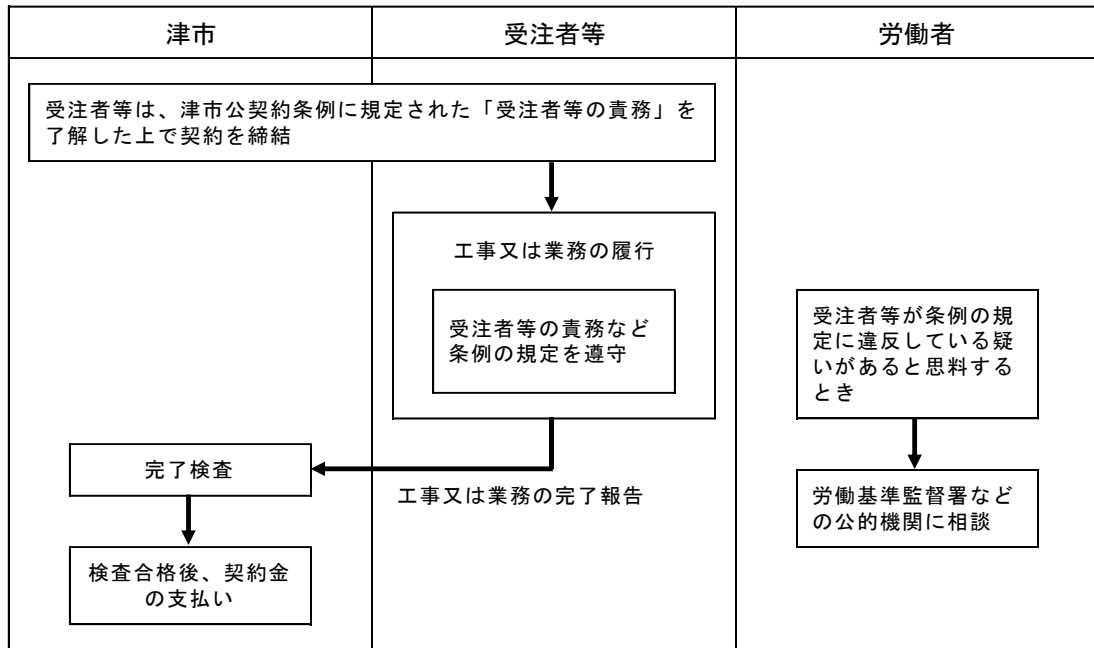
公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、労働団体関係者、事業者団体関係者及び有識者等で構成する審議会をいう。

当該審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行うほか、当該事項について市長に意見を述べることができる。

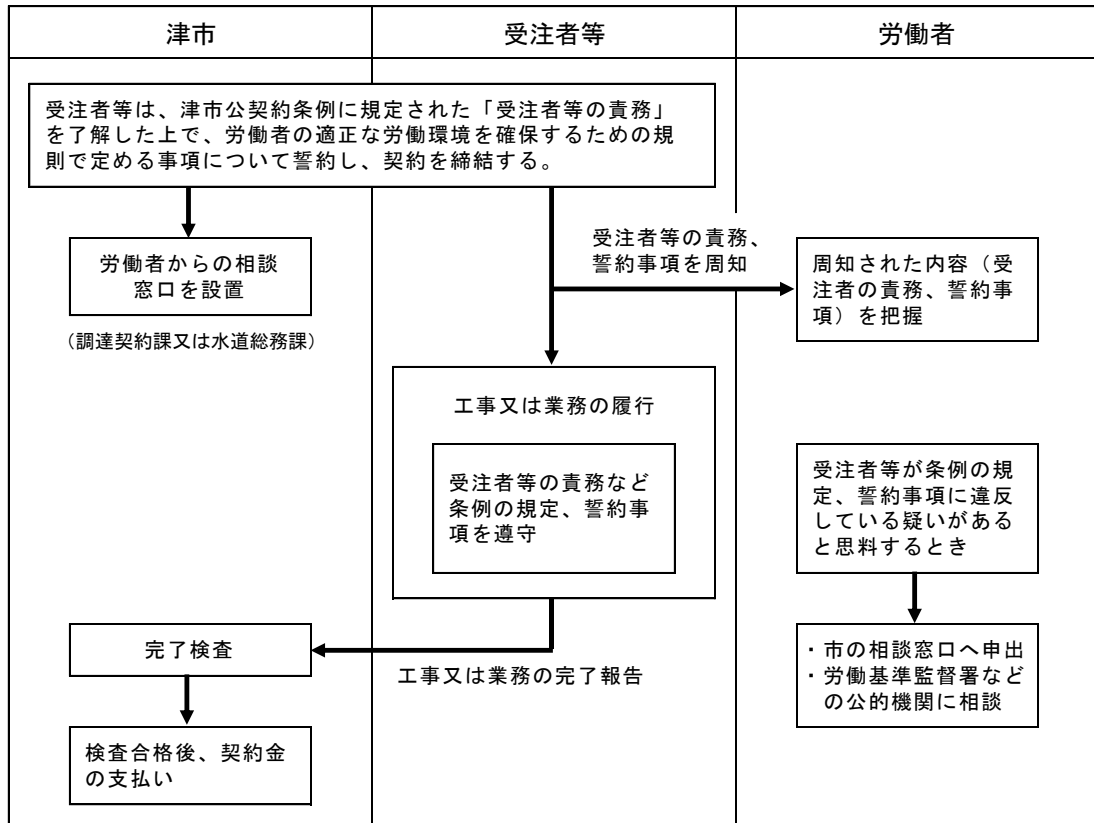
- ・この条例の施行状況に関する事項
- ・この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項

条例に係る概要図

【公契約締結の場合】



【特定公契約締結の場合】



津市公契約条例

平成 29 年 1 2 月 2 1 日津市条例第 2 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約をいう。
- (2) 労働者 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- (3) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。
- (4) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣を行う者

(基本方針)

第 3 条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (2) 品質及び適正な履行を確保すること。

- (3) 入札及び契約の公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (4) 不正行為を防止すること。
- (5) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本方針に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

2 本市は、労働報酬下限額（受注者等が労働者に支払う報酬の下限とすべき額をいう。附則第2項において同じ。）を定めることについて検討しなければならない。この場合において、市長は、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）その他市長が必要と認める者の意見を聴かななければならない。

3 本市は、受注者等が労働者の適正な労働環境を確保し、及び公契約を適正に履行するために必要な措置を講じなければならない。

4 本市は、公契約に関し説明責任を果たすとともに、不正行為を未然に防止し、並びに適正な契約行為及び履行が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。

5 本市は、公契約の性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を選択しなければならない。

6 本市は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、取引の実例価格、需給の状況等を考慮し、予定価格、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

7 本市は、予算の適正かつ合理的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展のため、公契約に係る業務等の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、公契約の適正な発注に努めなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

2 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

- 4 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- 5 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- 6 受注者等は、第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。
（誓約）

第6条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特定公契約」という。）に該当するときは、市長等に対し、労働者の適正な労働環境の確保に関し規則で定める事項（以下「誓約事項」という。）について誓約しなければならない。
（報告及び立入検査）

第7条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（是正措置）

第8条 市長等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反していると認めるときは、当該違反を速やかに是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正の措置を講じ、市長等に当該措置の内容を報告しなければならない。
（労働者の申出等）

第9条 特定公契約に係る労働者は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出（以下「違反申出」という。）の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報するものとする。

（相談窓口の設置）

第10条 市長等は、違反申出に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第11条 受注者等は、労働者が違反申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（労働者への周知）

第12条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。

(1) 当該特定公契約の名称

(2) 受注者等の責務及び誓約事項

(3) 違反申出に係る制度の概要及び第10条に規定する相談窓口の連絡先

（公契約の解除等）

第13条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

(1) 第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

(2) 第8条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

(5) 誓約事項に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、本市はその損害を賠償する責任を負わない。

（損害賠償）

第14条 受注者等は、前条第1項の規定による公契約の解除によって本市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(審議会の設置等)

第15条 公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の施行状況に関する事項
- (2) この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 事業者団体関係者
- (2) 労働者団体関係者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の庶務は、総務部において処理する。
- 6 第15条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 労働報酬下限額については、第4条第2項の規定による検討を行い、その結果に基づいて、この条例の施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

津市公契約条例施行規則

平成30年3月30日津市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、津市公契約条例(平成29年津市条例第22号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第3条 条例第6条の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 工事の請負契約
- (2) 次に掲げる業務の委託契約
 - ア 清掃業務
 - イ 人的警備業務
 - ウ 施設の管理業務
 - エ 設備の運転管理業務又は保守業務
 - オ 工事に付随する設計等業務
 - カ その他市長が指定する業務

(誓約事項)

第4条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第8条に掲げる関係法令(次号において単に「関係法令」という。)を遵守すること。
- (2) 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに市長へ報告すること。
- (3) 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出(以下「違反申出」という。)をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知すること。

(6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

(7) 市長が行う施策に協力すること。

(報告及び立入検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による報告の求めは、労働環境等報告要求書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定による報告は、市長が指定する日までに労働環境等報告書（第2号様式）により行わなければならない。

3 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第3号様式）とする。

(是正措置)

第6条 条例第8条第1項の規定による命令は、是正措置命令書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告は、市長が指定する日までに是正措置報告書（第5号様式）により行わなければならない。

(違反申出等)

第7条 違反申出は、労働環境等申出書（第6号様式）に事実を証する資料を添付して行わなければならない。

2 市長は、違反申出をした労働者に対し、対応結果を報告するときは、労働環境等の申出に対する報告書（第7号様式）により行うものとする。

(関係法令)

第8条 条例第9条第2項の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(4) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

(5) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(6) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）

(7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する

る法律（昭和４７年法律第１１３号）

(9) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）

(10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）

(11) 労働契約法（平成１９年法律第１２８号）

(12) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）

(13) 前各号に掲げる法律に基づく命令
（委任）

第９条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市公契約条例に関するお問い合わせ

津市総務部調達契約課

所在地：〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電話：059-229-3121、059-229-3122

F A X：059-229-3333、059-229-3209

メール：229-3121@city.tsu.lg.jp